

広島県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年七月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年七月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|----------------|----------------|-----------------|------------------|----------------------------------|
| | 新 | 旧 | | | |
| 世羅郡世羅町大字西上原字天神鼻二六二七番七地先から 世羅郡世羅町大字西上原字天神鼻一六二七番一 地先まで | | | | | |
| | 二六・二〇 二九・四〇 | 三〇・二〇 三三・四〇 | | 一一八・三〇 | 幅員減少 不用物件延長 一一八・三〇 メートル |